

# 平成29年度事業計画

社会福祉法人

福岡市中央区社会福祉協議会

# 社会福祉法人福岡市中央区社会福祉協議会

## 平成29年度事業計画

### I 事業方針

近年、高齢化と少子化があいまって、「超高齢社会」が現実のものとして私たちの目の前に立ちはだかろうとしています。さらに福岡市においては、都市化の進展とともに単身世帯の増加が続いており、世帯構成の変化が人々の「社会的孤立」を増長する傾向にあります。

このような中であって、誰もが住み慣れた地域でできる限り暮らし続けるためには、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」のサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築が必要であり、その構築にあたっては、高齢者への対応といった単一の側面だけではなく、横断的な課題解決の仕組みづくりが求められています。

「医療」「介護」等の専門機関・職種連携に加えて、「生活支援」「予防」分野での地域社会への役割が期待されており、専門職と地域活動者との連携がますます求められてきています。さらに、地域住民が自分たちの望む地域社会のために、自らの地域における課題を「我がこと」として捉え、互いに支え合う「共助」の仕組みを再構築することが重要となっています。

一方、今般の制度改革に伴い、社会福祉法人には地域課題に積極的に取り組む姿勢が求められ、地域社会へ貢献する責務が法制化されました。中央区社会福祉協議会は、昨年制定した第5期地域福祉活動計画の重点項目を含め、地域が期待する公益的事業の実現に向けて取り組みを進めてまいります。特に地域福祉推進の中心にある校区社会福祉協議会の支援を図りながら、様々な団体や行政と連携・共働し、地域の課題解決に向けて支え合う福祉活動の推進を図ります。

### II 重点項目

#### 1 小地域福祉活動の推進

社会福祉協議会への期待が大きい「生活支援」の担い手としての小地域福祉活動の活性化は、「医療」「介護」等の専門職の連携とともに「地域包括ケアシステム」の大きな柱であり、地域の主要な団体関係者が、同一の目標に向けて共通認識を醸成し、取り組めるように支援します。

#### (1) 校区社会福祉協議会強化への支援

##### ① 地域特性に応じた福祉活動の展開

##### 校区福祉座談会の開催及び「校区福祉のまちづくりプラン」支援事業

地域課題やその解決策を住民が主体的に話し合い、自ら目標を定め実践につなげる方法として「校区福祉座談会」などを開催するとともに、その内容をより多くの住民で共有するための「校区福祉のまちづくりプラン」

策定を支援します。

## ○校区福祉のまちづくりプラン策定目標 3校区

### ② 校区社協の基盤をなす活動の拡充

地域福祉活動の基盤である「ふれあいネットワーク活動」・「ふれあいサロン活動」を拡充し、月に1回の訪問と週に1回は安否確認ができる体制づくりを区全体に広げていきます。

#### (ア) ふれあいネットワーク活動の拡充

今年度より校区社協に貸与される「避難行動要支援者名簿」を活用した見守りマップ等の作成支援や、災害時の避難誘導等の仕組みと連動する平常時の見守り活動を推進するとともに、見守り活動の延長線上で行われている生活支援機能の強化策についての検討を進めます。

○実施自治会(町内会)率 80%以上を目指します。

また、地域住民が主体となって実施している見守り活動に、事業所や病院、配達業者等も加わった重層的な見守りの仕組みづくりに向けた支援や、マンション管理組合等との連携による見守りの仕組みづくりを進めます。

活動の拡充を図るにあたり、ボランティアを対象としたふれあいネットワーク研修会を開催します。

#### (イ) ふれあいサロン活動の拡充

地域の実情に応じたふれあいサロン活動の実施に向け、働きかけを行います。

また、ふれあいサロンの介護予防機能の強化に向け、それぞれのサロンの創意工夫による運動・体操を取り入れたプログラムを推奨します。

○新規活動開始1か所を目指します。

活動の拡充を図るにあたり、ボランティアを対象としたふれあいサロン研修会を開催します。

### ③ 超高齢社会・大介護時代の到来に備える活動の拡充

#### (ア) ご近所お助け隊支援事業

日常の“ちょっとした困りごと”の解決に向け、身近な地域（校区・町内）で行う「生活支援ボランティアグループ」に対し、立ち上げや運営体制強化に必要な経費の一部を助成するとともに、定例会等への参加を通じた支援を行います。

○新規活動開始1団体を目指します。

#### (イ) 在宅介護者のつどい事業

在宅介護者の負担を軽減し、リフレッシュを図ることを目的に実施する「家族介護者のつどい」の開催を支援します。特に、介護者がより参加しやすい校区単位・町内単位等の身近な地域での開催を支援します。

## (ウ) 地域主要団体の共通認識醸成への取り組み

### 関係団体との連携強化研修会の開催

地域福祉を進めていく上で、校区等における地域主要団体の連携を図るために各種団体の関係者が一堂に会する研修会等を、他団体と共催で開催します。

## 2 ボランティアによる社会参加の拡大

### (1) 社協ボランティアセンターの強化

#### 区ボランティアセンターによる個人ボランティアの登録、活動の紹介 ボランティアコーディネーション事業

個人登録ボランティアを始めとして、区ボランティアセンターに寄せられたニーズ解決のため、ボランティアのコーディネーションを実施します。

### (2) シニアボランティアに関する取り組みの拡充

#### ① 区シニア地域サポーター養成講座

介護予防の観点から、シニアボランティアの生きがいづくりと地域福祉活動への支援を目的とした、区シニア地域サポーター養成講座を実施します。区生活支援ボランティアグループ「助け愛隊」の新たな担い手としてつなぎ、かつ、シニア世代の健康づくりにつながるよう支援します。

#### ② 介護支援ボランティアの登録、紹介

65歳以上の高齢者を対象に介護保険施設でボランティア活動の際にポイントを付与し、そのポイントを換金・寄附できる「介護支援ボランティア事業」を市ボランティアセンターと連携して実施します。

## 3 生活課題解決モデルの開発

### (1) 移動支援・買物困難者支援の仕組みづくり

#### ① 地域との協働による移動支援モデル事業（福岡市委託事業）の支援

福岡市から受託した「地域との協働による移動支援モデル事業」としてワゴンタイプの車両を貸し出し、住民が運転・付添ボランティアを担い、高齢者の買い物等を支援する事業を、市社会福祉協議会がモデル事業にて検討します。

#### ② 住民参加型の買い物困難者支援の仕組みづくり

宅配を行う店舗等を一覧にした「買い物支援ガイドブック」の更新や、その地域の実情に応じた住民参加をベースとした買い物支援の仕組みづくりを、民間企業や社会福祉法人、NPO法人などと連携しながら取り組みます。

## (2) 市民が支える住み続ける仕組みづくり

### ① 住まいサポートふくおか事業との連携

市社会福祉協議会が実施する「住まいサポートふくおか」と連携し、「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者の支援を行うとともに、地域の見守り活動等へのつなぎを実施します。

### ② ずーっとあんしん安らか事業及びやすらかパック事業との連携

市社会福祉協議会が実施する「ずーっとあんしん安らか事業」や「やすらかパック事業（預託に代えて少額定期保険活用）」と連携し、身寄りのない高齢者等に死後の葬儀や家財処分等のサービスを提供するとともに、安心して住み続けることができるよう、地域の見守り活動等へのつなぎを実施します。

## (3) 「地域の子ども」プロジェクト

経済的に困窮している子育て中の家族や、関係性の貧困により地域から孤立し生きづらさを抱えている世帯などの課題解決に向け、「地域と子育て」「地域と教育」という視点から、子どもの分野における地域福祉としての実践モデルの構築を目指します。また、それらに参与する住民、ボランティア、関係機関等の交流会や居場所づくりに市社会福祉協議会と連携して取り組みます。

## 4 拠点型地域福祉の展開

### (1) 社会福祉法人（施設や事業所を運営する）による地域における公益的な取り組みに向けての協働

社会福祉法の一部改正において、社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」が責務として規定されました。本会は市社会福祉協議会と連携し、地域のニーズを把握・整理し、福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人や事業所連絡会等に情報を提供するとともに、地域で求められている福祉サービス等についての提案等を行います。

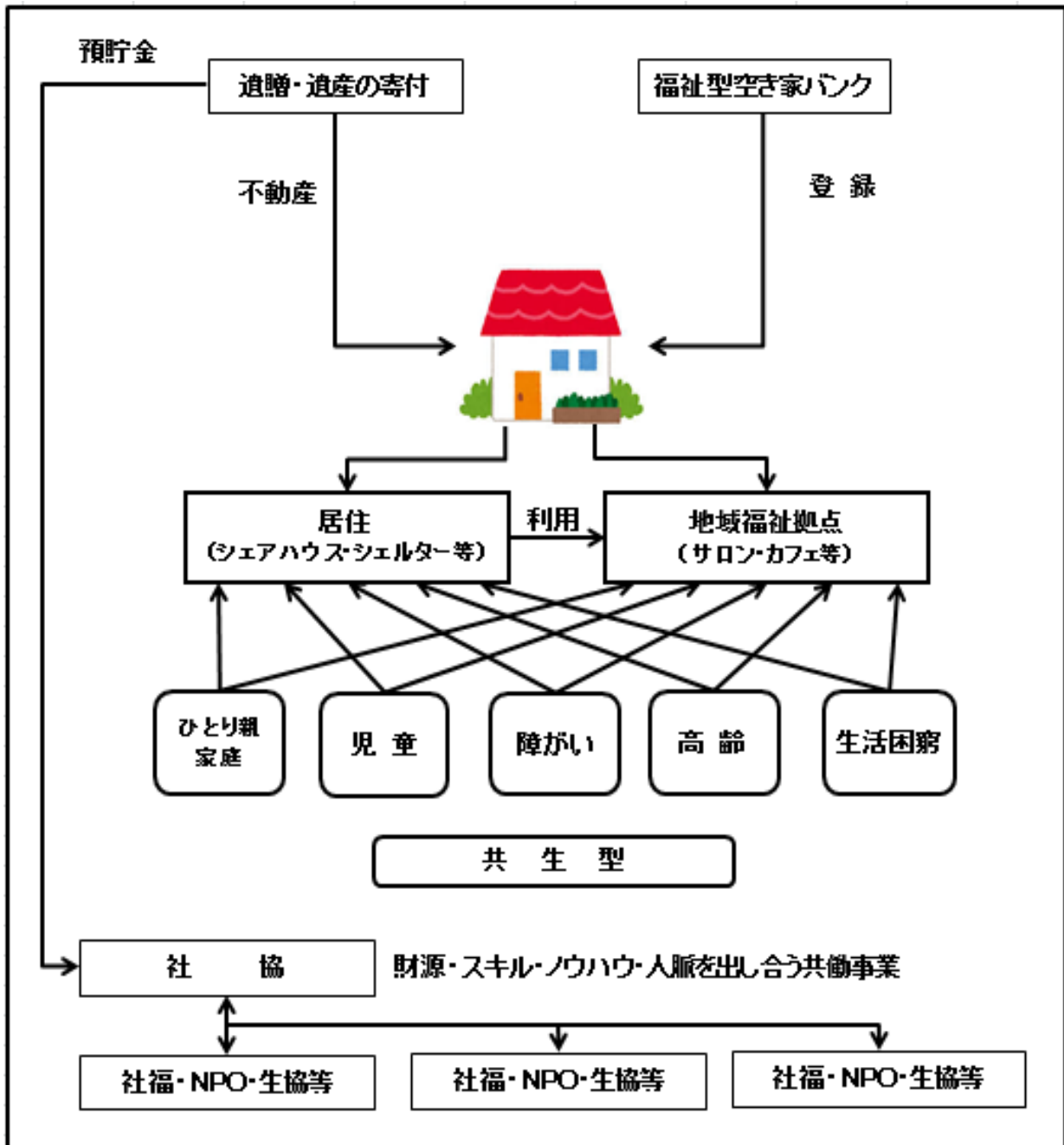
#### 個別解決モデル創造事業

社会福祉法人等との協働により「買い物困難者支援」や「移動困難者支援」、「認知症の方も参加できる地域カフェ」、「認知症徘徊高齢者発見時相談対応」、「認知症サポート110番」等の取り組みを拡充します。

### (2) 遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり

#### 社会貢献型空き家バンク事業の地域モデルの構築支援

「遺産を地域のために」という市民の思いを「カタチ」にするため、市社会福祉協議会と一般社団法人古家空家調査連絡会が構築する「社会貢献型空き家バンク事業」において不動産を含めた遺産の活用を図ることで地域福祉の推進につなげます。



## 5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化

### (1) 生活支援コーディネーター業務の実施によるCSWの機能強化

福岡市は地域包括ケア推進のため、「生活支援体制整備事業」として生活支援コーディネーター業務を4包括圏域において先行実施しており、このうち2包括圏域の業務を社協が受託しています。

生活支援コーディネーター業務では、CSWの実践をとおして培った地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの密着した関係性という強みを活かし、地域課題の把握や地域の事業者等への参画を働きかけ、社会資源の創出支援を行うとともに、地域の資源情報を住民が活用しやすい資料としてまとめるなどし、高齢者の地域自立生活を支える体制の構築を進めます。

※CSW：地域福祉ソーシャルワーカーの略称

## CSW の役割(地域福祉活動の推進)

- ・地域支援(地域福祉活動に携わる団体等への支援)
- ・地域福祉活動者では対応困難な個別ケース(高齢者に限定しない)の支援とそれを通じた地域福祉活動への展開・充実
- ・ボランティア活動希望者の支援(兼ボランティアコーディネーター)
- ・住民主体による地域福祉活動の計画的実践の支援(校区福祉のまちづくりプラン策定と実践に向けての継続的支援)

### 生活支援 コーディネーター の役割

- ・地域資源情報等の整理
- ・協力事業者情報など、地域の方に活用いただける資料の作成
- ・地域ボランティアの支援(必要な情報や資料の提供など)
- ・介護予防グループの支援(必要な情報や資料の提供など)
- ・関係者のネットワーク構築

## (2) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化<<新規>>

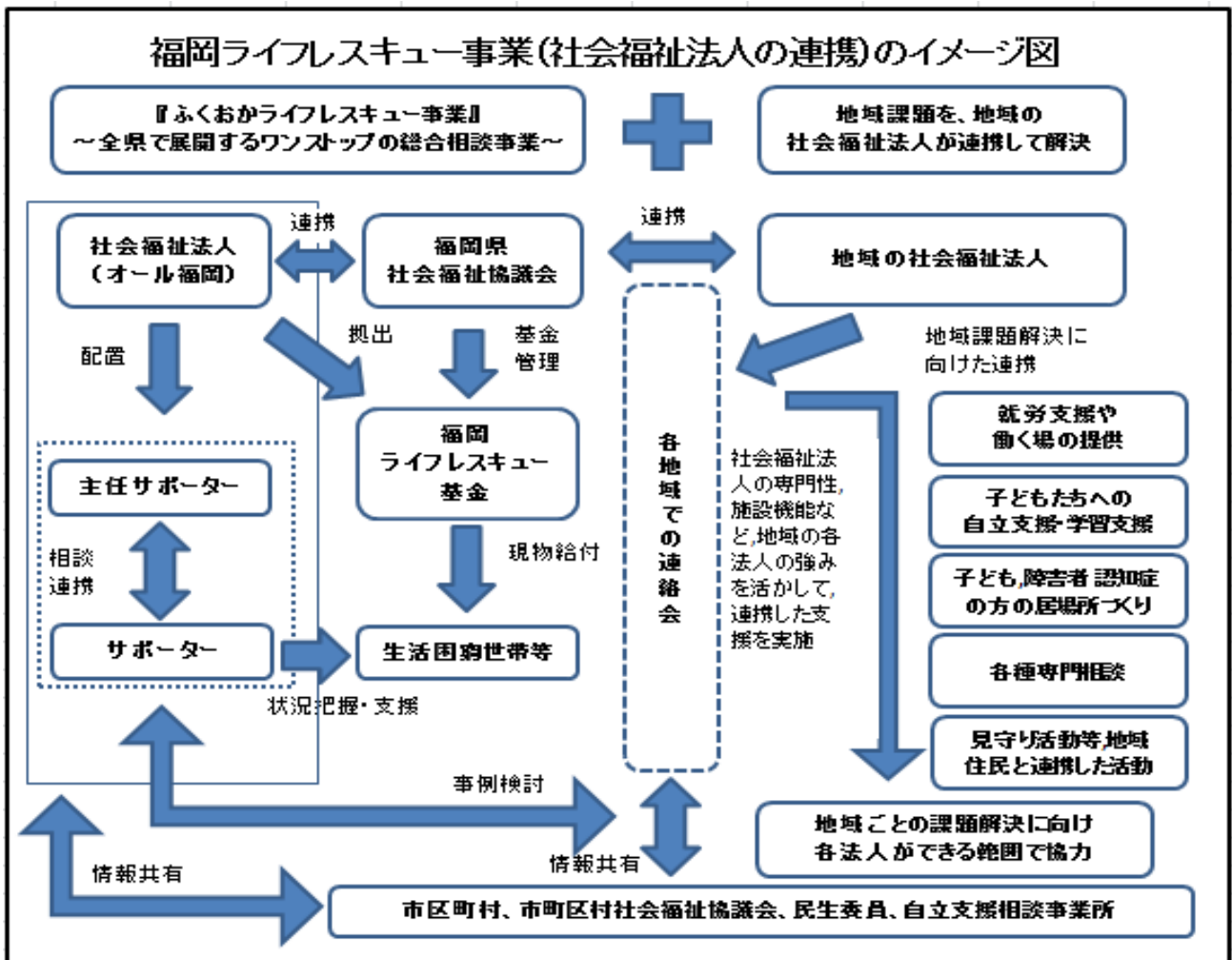
社会福祉法等の一部改正において、社会福祉法人に対し「地域における公益的な取り組み」が責務として規定されたことに伴い、本会では、福岡県社会福祉法人経営者協議会と福岡県社会福祉協議会が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に市社会福祉協議会とともに参画します。生活困窮に陥っても社会的に孤立し、既存の制度にもアクセスできず困難を抱えている人に対して、事業に参画する地域の社会福祉法人と協働し、それぞれの専門性および資源を活かした支援を行います。

※ 社会福祉充実計画として策定予定。

### 【ふくおかライフレスキュー事業】

福岡県内の社会福祉法人が資金・人材・専門性を持ち寄り、生活困窮者が抱える様々な課題を柔軟に解決していくための相談・支援事業。

緊急の対処として、参画する社会福祉法人が拠出した基金を活用し食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助(現物支給)を行う点に、この事業の特質があります。



## 6 権利擁護事業の拡充

### (1) 判断能力が低下した人を地域で支える仕組みづくり

判断能力が不十分な状態にある人の権利擁護を目的として取り組む「日常生活自立支援事業」や「成年後見事業」において、本会の相談援助機能をより強化し、地域における各種専門職や相談支援機関、地域住民の方々との連携による支援を目指します。

#### ① 利用者の自立に向けた支援～日常生活自立支援事業

利用者が抱える様々な生活課題に対して、CSWと専門員及び生活支援員が密に連携しながら、適切な相談援助を行うことで、本人にとっての「自立」を支援します。

また、増加し続けるニーズに対応できるように、施設入所者に対するサービスのあんしん生活支援センターへの集約化を図り、業務の効率化と効果的なサービスの提供を目指します。

#### ② 市民による成年後見制度の推進(福岡市委託事業)

これまでに養成した市民後見人養成研修了者(市民参加型後見人)を法人後見や日常生活自立支援事業の履行補助者として人材活用するとともに、



市民参加型後見人が地域福祉の担い手として、見守り活動や成年後見制度の普及啓発活動等で活躍できるようにその連携を強化します。

## 7 地域福祉を推進するための基盤づくり

### (1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育見直し構想の実践

障がい者や高齢者の擬似体験プログラム等の既存の福祉教育プログラムの見直しを進めるとともに、昨年度市ボランティアセンターが作成した「コミュニケーションが難しい障がい（知的障がい、発達障がい）への理解や接し方を学ぶ福祉教育プログラム」の活用を促す出前講座を、市ボランティアセンターと連動して実施します。

### (2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

#### 「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の活用

見守り活動をはじめとする地域福祉活動を進める上での積年の懸案事項である個人情報の共有・活用を前進させるため、「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」を活用し、校区社協や民生委員・児童委員、校区自治協議会役員等が参加する出前講座を開催し、地域ごとの情報共有のルール作り等を推進します。

## Ⅲ 事業

### 1 小地域福祉活動の推進

- (1) 校区社協の運営及び事業に対する助成・支援
- (2) 校区社協未設立校区に対する設立支援
- (3) ふれあい事業（ネットワーク・サロン）への助成・支援
- (4) 校区社協広報紙の発行に対する助成
- (5) 校区社協が行う地域福祉活動に対する支援
- (6) 安心情報キット及び緊急時連絡カードの普及・活用

### 2 ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) ボランティア体験事業・養成講座の開催
- (2) 校区社協や公民館との共催による地域でのボランティア養成講座の開催
- (3) ボランティア情報の提供と広報
- (4) ボランティア活動保険等の受付

### 3 生活課題解決モデルの開発

- (1) 生活保護世帯等一時貸付事業の受託
- (2) 生活福祉資金貸付相談窓口との連携
- (3) ファミリー・サポート・センター会員の登録及び活動の斡旋、交流会の開催
- (4) 子育てサロン、育児サークルへの支援
- (5) 車いすの貸し出し

- 4 拠点型地域福祉の展開  
点字体験や福祉に関するクイズで理解を深める「ふくし体験広場」の開催
- 5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化  
個別支援に関わる相談対応と地域福祉活動との連携
- 6 権利擁護事業の拡充  
重点事業に掲載につき省略。
- 7 地域福祉を推進するための基盤づくり
  - (1) 区社協広報紙「中央ふくし倶楽部」の発行
  - (2) 校区社協をはじめ関係機関・団体への「社協ワーカーだより」の発信
  - (3) ホームページによる広報
  - (4) 中央区健康フェアでの社協活動の広報
- 8 運営等及びその他
  - (1) 理事会、評議員会、監査、評議員選任・解任委員会の開催
  - (2) 校区社協会長会の開催
  - (3) 職員の資質向上のため、研修や関係機関との連携の充実
  - (4) 自主財源の確保
    - ① 賛助会員の加入促進
    - ② 寄附金の受付
    - ③ 共同募金活動の推進と募金の受付
  - (5) その他
    - ① 福祉バスの受付
    - ② 無料又は低額診療事業の受付
    - ③ その他必要な業務